「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

愛　媛　県

第１　趣旨

この指針は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 35 第３項の規定により介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 47 の２の規定に基づき必要な事項を定める。

第２　調査の目的

利用者の介護サービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施する。

第３　調査の対象

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所のうち、調査対象とする事業所は、毎年度策定する報告・調査・公表計画において選定する。また、調査対象事業所は、原則として下記(1)又は(2)の要件に該当する事業所とする。

(1) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日前１年間に指定を受けた事業所であって、愛媛県国民健康保険団体連合会のデータにより基準日前１年間の介護報酬支払実績が 100 万円を超える介護サービスを実施しているもの

(2) 報告内容に虚偽が疑われる事業所

第４　調査の対象となるサービス区分

別表のサービス区分表の各区分内において、１事業所で複数のサービスを実施している場合は、主たるサービスの調査をもって、従たるサービスの調査とみなすこととする。

第５　調査の実施方法

調査は、調査員が事業所単位に訪問して行うことを基本とする。

第６　その他

(1) この指針は、平成 24 年５月 24 日から施行し、同年４月１日から適用する。

(2) 平成 24 年度における第３(1)の適用については、「基準日前１年間に指定を受けた事業所」とあるのは、「平成 22 年及び平成 23 年中に指定を受けた事業所」と読み替えるものとする。

附　則

この指針は、平成 25 年４月 24 日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成 30 年７月 23 日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、令和元年５月 24 日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

【別表】

サービス区分	サービス名称
１	訪問介護
	夜間対応型訪問介護
２	訪問入浴介護
	介護予防訪問入浴介護
３	訪問看護
	介護予防訪問看護
	指定療養通所介護
４	訪問リハビリテーション
	介護予防訪問リハビリテーション
５	通所介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	指定療養通所介護
６	通所リハビリテーション
	介護予防通所リハビリテーション
	指定療養通所介護
７	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
８	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
	介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
９	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
１０	福祉用具貸与
	介護予防福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
	特定介護予防福祉用具販売
１１	小規模多機能型居宅介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
１２	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
１３	居宅介護支援
１４	介護老人福祉施設
	短期入所生活介護
	介護予防短期入所生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
１５	介護老人保健施設
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
１６	介護医療院
	短期入所療養介護（介護医療院）
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
１７	介護療養型医療施設
	短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
	介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
１８	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
１９	複合型サービス